

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	予防規程に定めなければならない事項の追加
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室 電話番号：03-5253-7524
評価実施時期	平成24年3月
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【必要性・目的】</b> 現行法令では、予防規程に記載しなければならない事項に、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるべき措置は明記されていない。東日本大震災での教訓を踏まえて、予防規程に定めなければならない事項に「津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する事」を追加し、事前に、津波が発生した場合に製造所等の火災防止のための措置について製造所等の従業員等がとるべき行動等を明確にすることで、実際に津波が発生し、又は津波が発生するおそれがある場合に従業員等が適切な行動をとることを可能とし、津波を原因とする製造所等の火災を防止する。</p> <p><b>【内容】</b> 製造所等において津波が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるべき措置を予防規程に規定するよう、予防規程に定めなければならない事項に「津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する事」を追加する。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容 ・消防法(昭和23年法律186号)第14条の2第1項、 ・危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第60条の2</p>
想定される代替案	特になし
規制の費用	費用の要素
(遵守費用)	「津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する事」を新たに予防規程に追加するため予防規程の変更を行う必要がある。しかし、現行制度においても、製造所等においては、災害その他の非常の場合におけるべき措置や、地震発生時における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する事等について予防規程に定めることとされており、既に津波発生時の応急措置等を予防規程に規定している製造所等の所有者等もあることから、当該変更に伴う新たな費用負担は限定的である。
(行政費用)	予防規程に定めなければならない事項に「津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する事」が新たに追加されることで、市町村長等は、所有者等が行う予防規程の変更を認可する必要があるが、現行制度においても市町村長等は予防規程の変更認可を行っていることから、新たに発生する行政費用は僅少である。
(その他の社会的費用)	特になし
規制の便益	便益の要素 予防規程に定めなければならない事項に「津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等」が新たに追加されることで、製造所等において、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等が適切になされることで、津波を原因とする製造所等の火災を防止することができる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	今回の改正により、製造所等において、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等が適切になされることから、津波を原因とする製造所等の火災を防止することができる一方、製造所等の所有者等に対する新たな費用負担は必要最小限に抑えられていることから、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。
有識者の見解その他関連事項	「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に関する検討会(座長:亀井浅道 元横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター 特任教授)」
レビューを行う時期又は条件	規制の改正後、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。
備考	